

札幌市次世代型太陽電池実証実験業務（市役所本庁舎） 提案説明書

1 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「札幌市次世代型太陽電池実証実験業務」の共同実験者について、審査により候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

札幌市次世代型太陽電池実証実験業務（市役所本庁舎）

(2) 業務内容及び提案を求める事項

別添「札幌市次世代型太陽電池実証実験業務（市役所本庁舎）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託費（契約限度額）

4,999,500円（うち消費税等額454,500円）

3 参加資格等

以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 提案書類の提出期限日までに、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」に登録されている者であること。

4 提出書類

(1) 企画競争参加申請書（様式1）

(2) 会社概要（様式2）

(3) 企画提案書

ア 関連業務の履行実績（様式3-1）

イ 業務実施体制（主担当者の経歴等を含む）（様式3-2）

ウ 業務実施スケジュール（A4版片面1枚以内、様式任意）

エ 本市の現状と課題（A4版片面1枚以内、様式任意）

オ 業務内容（A4版片面5枚以内、様式任意）

カ 再委託予定先の一覧（A4版片面1枚以内、様式任意）

本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務遂行上、本業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先について、以下の事項を記載すること。

(ア) 会社名

業務実施体制（様式３－２）で記載した再委託予定先と同一の表現を使うこと。

(イ) 所在地

複数の拠点を持つ場合においては、本業務を行う予定の者が契約期間中に最も多く勤務する場所を記載すること。

(ウ) 再委託する業務の範囲

(エ) 再委託が必要な理由

5 企画提案書の内容について

別紙「仕様書」及び「評価基準」を熟読のうえ、以下の点について、企画提案を行うこと。

(1) 様式で指定する項目

ア 関連業務の履行実績

イ 主担当者の経歴等

ウ 実施体制について

エ スケジュール

(2) 提案項目

ア 次世代型太陽電池を用いて、発電性能を検証すること。

イ 積雪の反射等による発電性能への影響を検証すること。

ウ 垂直設置を原則とし、平置き太陽光発電設備（既存データ活用可）との差を検証又は考察すること。

エ 市有施設への実装方法を検討又は考察すること。それにかかる課題抽出と対策を検討すること。

オ 実証実験内容のPR方法

市民等の来庁者に対し、札幌市の次世代型太陽電池の導入に向けた姿勢を周知するとともに、脱炭素に関する取組を促すための視点を取り入れた提案を行うこと。

(3) 経費

本実証実験に係る費用（資材費、人件費、検討考察費、PR費用など）

6 企画提案に当たっての留意点

提案にあたっては、以下の内容について了承したものとみなすため、提案者の責任のもと、必ず確認すること。

(1) 選定した場合であっても、協議の結果によっては取組の実施ができない場合がある。

(2) 本実証実験に係る委託業務の期間は令和７年度末までとし、内容等は契約により定める。

なお、令和8年度以降も本実証実験業務で設置した実験装置を用いて継続してデータの取得等を希望する場合は、その期間を最長で令和8年度末までとし、提案者による実証実験の継続の内容等は協議の上、協定により定める。ただし、令和8年度以降も設置を継続した場合に発生する一切の経費に関して、札幌市の費用負担は無いことに留意すること。

- (3) 提案の選定・不選定にかかわらず、札幌市は提案、協議及び協定締結にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費、交通費、調整費、資料作成費などの一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をしない。
- (4) 本実証における札幌市の費用負担については、実証の実施に必要な費用の一部を業務委託にて実施する。提案の選定により、提案内容に記載された金額を確約するものではなく、また、負担金額については、札幌市と協議のうえ決定する。
- (5) 本実証において、やむを得ず計画等の変更が生じる場合は、事前に札幌市と協議のうえ決定する。
- (6) 本実証について、札幌市のPR・広報等の機会に、実施内容や成果物を利用・公表することがある。その際、札幌市より資料の提供・作成を求める場合があるので協力を行うこととし、その詳細は札幌市との協議による。
- (7) 提案（内容および提案書等の資料など）の実現に向けた調整を行うにあたり、必要な範囲で、札幌市の各関係部署及び調整に必要な関係機関に情報の公開・提供を行うことがある。情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、その旨を事前に明示すること。
- (8) 設置物の破損・盗難等のトラブルに対しては、事前に設置方法等について札幌市と提案者にて協議し、未然に防止する。やむを得ず破損・盗難等のトラブルが発生した場合は、両者とも賠償を求めず、非金銭的な防止等の協力を行う。
- (9) その他、特段記述のない事項については、札幌市との協議のうえ、両者にて決定していく。

7 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「札幌市次世代型太陽電池実証実験業務」と記載すること。
- (2) 企画提案書は正本1部、副本11部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。
- (3) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

また、所在地についても、正本を除き、「北海道札幌市」など市町村までの記載とし、会社を特定できないように留意すること。

- (4) 提出できる企画は、1提案者につき1施設あたり1案までとし、1施設に対し複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認

めない。

(5) 体裁は以下のとおりとする。

ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

イ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ12pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。

ウ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

8 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

企画競争実施の告示	令和7年11月18日（火）
質問受付期限	令和7年11月27日（木）12時まで
企画競争参加申請書及び会社概要の提出期限	令和7年11月27日（木）12時必着
質問に対する回答のホームページへの掲載 参加資格審査結果決定通知送付	令和7年11月28日（金）17時まで に行う
企画提案書提出期限	令和7年12月10日（水）12時必着
審査（ヒアリング）	令和7年12月18日（木）（予定）
契約候補者の発表及び契約の締結	令和7年12月下旬以降（予定）

9 提出方法等

(1) 提出部数

ア 企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）：各1部

イ 企画提案書：12部（正本1部、副本11部）

(2) 提出期限

ア 企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）

令和7年11月27日（木）12時【必着】

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和7年12月1日（月）15時までに結果を通知する。
- ・企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合には、事前に連絡すること。

イ 企画提案書：令和7年12月10日（水）12時【必着】

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階
札幌市環境局 環境都市推進部 環境政策課 担当：山田、長尾
電話：011-211-2877 FAX：011-218-5108
e-mail:kan.suishin@city.sapporo.jp

10 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式4）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

告示から令和7年11月27日（木）12時まで

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「札幌市次世代型太陽電池実証実験業務に関する質問」とすること。Eメール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

上記9(3)のEメールアドレスに提出すること。

(2) 回答

回答は、ホームページに令和7年11月28日（金）17時までにすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

11 企画提案の審査

企画提案は、「札幌市次世代型太陽電池実証実験業務に係る実施委員会（以下「実施委員会」という。）」において審査する。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が(3)「評価基準」に基づき、100点満点で採点し、各委員の評価点の平均が60点を超え、かつ、最も優れた企画提案者を本件業務の契約候補者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の平均が60点を超える場合には契約候補者として選定する。

(1) 審査

ア 日時

令和7年12月18日（木）（予定）

イ 会場

札幌市役所会議室（予定）※日時及び会場は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1 企画提案者あたりプレゼンテーション15分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(2) 選定結果の通知、結果に対する質問

審査後、提案者全員に速やかに文書により通知する。また、選定結果に疑義があるときに対する質問は、通知があった日から起算して3日以内に9(3)へ様式4を提出すること。

(3) 評価基準

別表のとおり。

12 事業者の決定について

上記11により選定した契約候補者と仕様書に基づき詳細を協議したのち、札幌市契約規則、事務取扱要領その他の関係規程に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、協議が不調に終わった場合や、下記13(5)の事項に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

13 その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため委託者と受託者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

(5) 企画競争参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

エ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。